

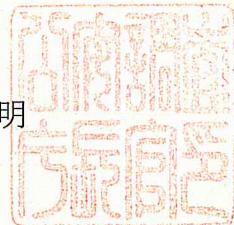


公調総発第157号  
平成25年6月7日

## 行政文書開示決定通知書

新 海 聰 様

公安調査庁長官 尾崎道明



平成25年5月15日受付第13-1-8号の行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：平成25年度懲戒（行政文書ファイル管理簿・管理者 公安調査庁総務部人事課長）に綴られた文書）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示する行政文書の名称  
別紙のとおり
- 2 不開示とした部分とその理由  
別紙のとおり

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公安調査庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

- 3 開示の実施方法等
  - (1) 開示の実施の方法等 ※ 同封の説明事項をお読みください。  
開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<希望された実施の方法> 写しの送付

<希望された実施の日時> なし

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額	納付していただく開 示実施手数料の額
A4判文書 91頁	①閲覧	100枚までにつき100円	100円	無料
	②複写機により複 写したもののが交付	用紙1枚につき10円	910円	610円

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：6月17日から7月16日まで（行政機関の休日（土・日曜日及び祝日）を除く。）の9：30から17：00まで（12：00から13：00までを除く。）

場所：法務省1階情報公開窓口 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：通常郵便物 500グラムまで390円

\* 担当課等

公安調査庁総務部総務課審理室

TEL：03-3592-5711

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、添付の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を相当額の収入印紙をはることにより納付して申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧するなど）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧するなど）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「\*担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の前日（この前日には、行政機関の休日は含みません。）には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要となります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円に達するまでは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」用紙をお送りしますので、担当まで御連絡ください。

### 3 決定に対する不服申立て等

この決定について不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、異議申立て又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、本件通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について御不明な点等がございましたら、本通知書に記載した担当までお問い合わせください。

別紙

開示する行政文書の名称及び不開示とした部分とその理由

文書番号	対象文書	枚数	頁	不開示部分	不開示理由
1	H25.4.17付け起案・決裁文書「非違行為をした職員に対する懲戒処分等について」	6	1	起案・決裁文書の決裁欄の職員の印影及び起案者の姓及び印影 (5条1号イに該当するものを除く)	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報は、特定の職員を識別できる個人識別情報に該当する。
				起案・決裁文書の起案者の内線番号	5条6号 (事務又は事業に関する情報) 当該情報は、府内及び関係機関との連絡用のものであり、公にすると、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
			2 6	被処分者及び被措置者の ・氏名 ・所属 ・担当 ・在職期間  処分者  事案発生の ・日付 ・場所	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者及び被措置者を識別することができる個人識別情報に該当する。
				事案に係る記述のうち調査手法に関するもの	5条6号 (事務又は事業に関する情報) 当該情報は、調査手法に関するものである。当庁の調査手法等が明らかになれば、破壊的団体等の規制に関する調査において、当該団体が種々の対抗措置をとることとなり、団体の実態を把握することが困難となるなど、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
			6	「第7」記載の一部	5条5号 (審議、検討等に関する情報) 5条6号ニ (事務又は事業に関する情報) 当該情報は、本件事案の対応の検討等に関するものであり、公に

					すると、率直な意見の交換等が不 当に損なわれるおそれがあるとと もに、被処分者等に予断を与え、 公正な処分を行う上で必要となる 正確な情報が得られなくなるなど、 懲戒処分等に係る事務の公正かつ 円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ がある。
		6	「第8」記載の一部		5条6号 (事務又は事業に関する情報) 当該情報は、本件事案を踏まえた再発防止策の一つであるが、調査活動の運営・管理、調査手法に関するものである。当庁の調査手法等が明らかになれば、破壊的団体等の規制に関する調査において、当該団体が種々の対抗措置をとることとなり、団体の実態を把握することが困難となるなど、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
2 H25.4.22付け起案・ 決裁文書「さいたま 公安調査事務所にお ける調査活動費の不 正支出関係者に対す る懲戒処分の伝達に ついて」		2	1	起案・決裁文書の決裁欄 の職員の印影及び起案者 の姓及び印影 (5条1号イに該当する ものを除く)	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報は、特定の職員を識別 できる個人識別情報に該当する。
				起案・決裁文書の起案者 の内線番号	5条6号 (事務又は事業に関する情報) 当該情報は、庁内及び関係機関 との連絡用のものであり、公にす ると、事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがある。
		2		被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報 と照合することにより、被処分者 を識別することができる個人識別 情報に該当する。
H25.4.26付け「懲戒 処分書」		1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報 と照合することにより、被処分者 を識別することができる個人識別 情報に該当する。

H25.4.26付け「処分説明書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
H25.4.26付け「懲戒処分書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
H25.4.26付け「処分説明書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
H25.4.26付け「懲戒処分書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
H25.4.26付け「処分説明書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
H25.4.26付け「懲戒処分書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
H25.4.26付け「処分説明書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸 ・担当	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。

	H25.4.26付け「懲戒処分書」	1	1	被処分者の氏名	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報は、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
	H25.4.26付け「処分説明書」	1	1	被処分者の ・氏名 ・級及び号俸 ・担当	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
3	H25.4.30付け起案・決裁文書「人事院への処分説明書（写）の提出について」	2	1	起案・決裁文書の決裁欄の職員の印影及び起案者の姓及び印影 (5条1号イに該当するものを除く)	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報は、特定の職員を識別できる個人識別情報に該当する。
				起案・決裁文書の起案者の内線番号	5条6号 (事務又は事業に関する情報) 当該情報は、庁内及び関係機関との連絡用のものであり、公にすると、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
			2	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
	H25.5.1付け「処分説明書の写の提出について」	1	1	被処分者の氏名及び所属	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
	H25.4.26付け「処分説明書」(写)	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
	H25.4.26付け「処分	1	1	被処分者の	5条1号

	説明書」(写)			・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸	(個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
	H25.4.26付け「処分説明書」(写)	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
	H25.4.26付け「処分説明書」(写)	1	1	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・級及び号俸 ・担当	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
	H25.4.26付け「処分説明書」(写)	1	1	被処分者の ・氏名 ・級及び号俸 ・担当	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。
4	てん末書（26件）	65	被処分者の ・氏名 ・所属 ・職名 ・印影	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。	
			てん末書の ・日付 ・本文	5条1号 (個人に関する情報) 当該情報により、又は他の情報と照合することにより、被処分者を識別することができる個人識別情報に該当する。 5条6号二 (人事管理に係る事務に関する情報) 被処分者本人が作成したてん末書は、被処分者に対して処分を行うに当たり、当該事案の内容等を正確に把握するため、被処分者に任意に作成させたものであって、この内容が事後に公になるとすれ	

				ば、今後の処分において非違行為等を行った職員に任意に作成させすることが困難になるおそれがあることは否定できず、懲戒処分等に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	合 計	91	枚	